

報 告 第 17 号

令和7年度新居浜市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和7年度新居浜市水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 7 年度 新居浜市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画			実 績		比 較	
			年度	年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳
					損益勘定留保資金等		損益勘定留保資金等		損益勘定留保資金等
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設監視システム改修事業	5	0	0	0	0	0	0
			6	18,700,000	18,700,000	0	0	18,700,000	18,700,000
			7	449,300,000	449,300,000	445,500,000	445,500,000	3,800,000	3,800,000
			計	468,000,000	468,000,000	445,500,000	445,500,000	22,500,000	22,500,000

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）